令和５年度版

矢板市制度融資のご案内

☆資金の種類及び限度額等

資金の種類	資金使途	融資限度額	返済期間	利　　率	返済方法
一般資金	運転 設備 （※２）	1,000 万円	７年以内	３年以内　1.5% ５年以内　1.7% ７年以内　1.9%	月賦償還 （据置１年以内）
緊急経営強化支援資金	運転	1,000 万円	７年以内	３年以内　1.5% ５年以内　1.7% ７年以内　1.9%	
創業資金 （※１）	運転 設備	500 万円	運転：５年以内 設備：７年以内	３年以内　1.5% ５年以内　1.7% ７年以内　1.9%	月賦償還 （据置６ヶ月以内）
短期資金	運転 設備 （※２）	500 万円	１年以内	1.3%	一括返済

※１）市商工会主催の経営塾を修了した方は、「創業資金」の**利率を表示から 0.2%引き下げます。**
また、**借入期間の利子は市が全額補助します。**

※２）**設備資金は、着工前にのみ申請を受け付けます。**

☆融資の要件（全てを満たしていること）

・市内で事業を営んでいるまたは営もうとしている。
・市税に滞納がない
・市内に住民登録（個人）もしくは商業登記（法人等）をしている

☆融資の対象者

一般資金	１年以上市内で同一業種を営んでいる個人または法人等
緊急経営強化支援資金	１年以上市内で同一業種を営んでいて、セーフティネット保証５号の認定を受けた個人または法人等
創業資金	①市指定の特定創業支援事業を修了（※３）し、市内に創業するまたは創業して１年未満の者。ただし、特定創業支援事業修了より３年未満の者に限る。 ②同一企業で５年以上勤務し、退社後１年未満であり、その業種、関連業種で市内に独立開業するまたは開業して１年未満の者 ③法律に定めのある資格を取得し、その資格を生かした業種で市内に創業するまたは創業して１年未満の者 ④１年以上市内で同一事業を営んでいて、市内に現在の事業を転換もしくは新分野の事業で開業する者、または開業して１年以内の者 **＊創業２ヶ月前から申請可能。ただし、①は創業６ヶ月前から申請可能。**
短期資金	１年以上市内で同一業種を営んでいる個人または法人等

※３）下記４つの市が指定する特定創業支援事業を１つ以上修了（修了要件は各々異なります）

実　施　機　関	事　業　名
矢板市商工会	・経営（創業）塾　　・創業（経営）相談
栃木県産業振興センター	・創業希望者交流サロン　・創業サポートアカデミー

☆担　　保　　原則無担保

☆保 証 人　　個人：不要　　法人等：代表者が保証人となります。

（金融機関及び栃木県信用保証協会が認める場合はこの限りではありません）

☆信用保証　　栃木県信用保証協会の保証に付すことを条件とします。

※保証料は市が全額補助します。（遅延等で別途発生したものは除きます）

☆添付書類

必　要　書　類	一般	緊急	創　業				短期	備　考
			①	②	③	④		
融資斡旋依頼書	○	○	○	○	○	○	○	
融資依頼書	○	○	○	○	○	○	○	
信用保証委託申込書、保証人等明細	○	○	○	○	○	○	○	
申込人（企業）概要	○	○	○	○	○	○	○	
信用保証依頼書	○	○	○	○	○	○	○	
信用保証委託契約書	○	○	○	○	○	○	○	
市税の完納証明書	○	○	○	○	○	○	○	創業して１年未満の法人等は代表者の完納証明書
保証料補助金関連の委任状	○	○	○	○	○	○	○	
ｶﾀﾛｸﾞ、見積書、平面図等の写し	○		○	○	○	○	○	使途が設備の場合のみ
セーフティネット５号認定申請書		○						
セーフティネット５号認定申請委任状		○						
決算書、残高試算表、出納簿など		○	○	○	○	○		ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証５号認定、 創業して１年未満の者
創業計画書			○	○	○	○		
金融機関の所見			○	○	○	○		
創業支援に関する証明書発行申請書			○	○	○	○		特定創業支援事業を受けた者 創業①の場合は必須
特定創業支援事業の修了書等			○	○	○	○		
雇用証明書				○				
資格を有する証明書の写し					○			
商業登記簿謄本の写し	○	○	○	○	○	○	○	創業している法人等
個人事業の開業届出書の写し			○	○	○	○		創業している個人
許認可証の写し	○	○	○	○	○	○	○	許認可の必要な業種

☆融資申し込み先

足利銀行矢板支店　　（４３－１２２１）　栃木銀行矢板支店　　（４３－１２２３）

大田原信用金庫矢板支店（４３－４６４６）　那須信用組合矢板支店　（４３－１２１３）

☆お問い合わせ

矢板市商工観光課　　（４３－６２１１）